

BDR ファーマシューティカルズ インターナショナル Pvt. Ltd.
対
ブリストル マイヤーズ スクイブ社

特許意匠商標総局長官の決定
(日本語仮訳)

2013年11月

独立行政法人 日本貿易振興機構
ニューデリー事務所
知的財産権部

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などを、できる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

BDR ファーマシューティカルズ インターナショナル Pvt. Ltd. . . . 申請人
対

ブリストル マイヤーズ スクイブ社 . . . 特許権者

決定

申請

1. 1970 年特許法(以下、「特許法」という)第 84 条による申請は、特許出願番号 IN/PCT/2001,01138/MUM について 2006 年 11 月 16 日に特許権者に付与された、特許番号第 203937 号(発明の名称「化合物 2-アミノ-チアゾール-5-カルボキシアミド」)の強制実施権の許諾を求め、2013 年 3 月 4 日に申請人によって提出された。慢性骨髄性白血病(以下、「CML」という)患者に用いられる、活性薬剤成分ダサチニブ(以下、文脈が特に示さない限り、「薬剤」と呼ぶ)が本特許に含まれ、商標名 SPRYCEL で特許権者によって販売されているとされた。ダサチニブは、米国、欧州及びスイスで、稀用薬の認定を受けていた旨も提起された。

ダサチニブ

2. 申請人は、ダサチニブが CML 治療のための化学療法 of 適切な選択肢であり、患者が薬剤イマチニブに対してその耐性の発現及び効能の点から、耐性を有するか耐性を発現させた場合に処方されると主張している。ダサチニブは、1 日あたり 100mg の投薬量で 50mg 錠として投与される。したがって、疾病が進行するまで、又は患者がこの薬剤をもちや許容できなくなるまで、1 日あたり 2 錠が消費される。各錠剤は特許権者により 2761 ルピーで販売され、結局、患者 1 人に 1 ヶ月あたり 60 錠に対して 165,680 ルピー、患者 1 人に 1 年あたり 1,988,160 ルピーとなる。

契約条件

3. 申請人は、自主的に以下の契約条件を提示した：

- 薬剤を、CML 患者 1 人の治療にあたり、1 錠あたり 135 ルピー、1 ヶ月あたり 8100 ルピーで公衆に利用可能となる。費用の内訳についても示された。
- 実施権に基づく製品は、CML への適応のために製造されるものとする。
- 長官が決定した料率により特許権者にロイヤルティが支払われる。
- 特許製品を、経済的弱者である患者、また遠隔地域及び農村地域に住んでいる患者に利用可能にするために特別な注意が払われる。
- この薬剤は、癌の専門家によって定められる CML 患者の一定割合に対し、無償で提供される。

係争中の訴訟

4. インドでのダサチニブの販売承認を得るために、申請人がインド医薬品規制総局に申請手続きをとったことに対し、本件特許に関する侵害訴訟 CS(OS)2303 of 2009 が、特許権者から申

請人に対し、デリー高等裁判所に提起されたと、申請人は提起した。申請人は、上記訴訟が最近4年間にわたって中断しており、特許権者は、遅延・進行妨害戦術に興じていた旨を提起した。また、特許権者が他の訴訟、CS(OS)679 of 2013 を申請人に対して提起したという情報を申請人は提供した。本件手続きに影響を与えるような中止命令は、申請人によって記録されていない。また、そのような命令は、いずれの裁判所からも受け取っていない。

重要な出来事

5. 重要な出来事の経時的リストは以下の通りである：

2012年2月2日	申請人が特許権者に自主的实施権を要求した。
2012年3月13日	特許権者はいくつか質問をした。
2013年3月4日	申請人は、1970年特許法第84条に基づく強制実施権の付与のための申請書を提出した。
2013年5月4日	本件署名者(特許意匠商標総局長官)から申請人に対し、第84条の申請の検討にあたり、命令を発するに一応有利な事件であることが示されていない旨の通知が発行された。
2013年5月10日	申請人は、2012年3月13日付けの特許権者からの手紙に返信した。
2013年5月13日	申請人は、2013年5月4日付けの通知に対して回答書を提出し、聴聞を受けることを要求した。
2013年5月23日	申請人は、聴聞に出席し、自己の状況について弁護した。申請人は、書面による意見書の提出のために追加の時間を要求し、1ヶ月の時間が与えられた。
2013年5月23日	申請人は、2003年特許規則(以下、「規則」と呼ぶ)の規則第137による、手続き上の違反に応じるための遅延に対する認容を求めるための請願書を提出した。
2013年6月24日	申請人は、書面による意見書を提出した。
2013年7月1日	特許権者は、2013年5月10日付けの申請人の手紙に返信した。
2013年7月9日	申請人は、2013年7月1日付けの特許権者の手紙に返信した。
2013年7月15日	申請人は、規則第137による、手続き上の違反に応じるための遅延に対する認容を求めるための別の請願書を提出し、2013年7月10日に提出された書類、すなわち2013年7月9日付けの申請人の手紙及び2013年7月1日付けの特許権者の手紙を記録するように要請した。
2013年7月15日	2013年7月31日に聴聞をすることが確定したとの通知が発行された。
2013年7月17日	申請人は、2013年7月31日の聴聞への出席を承認した。
2013年7月27日	申請人は延期を要請した。
2013年8月5日	2013年8月9日に聴聞をすることが確定したとの通知が発行された。
2013年8月7日	2013年8月9日は休暇なので、聴聞は延期された。
2013年8月14日	聴聞が2013年8月21日に確定した。
2013年8月19日	予期せぬ事態のために、本件署名者により聴聞は延期された。
2013年9月2日	申請人は、規則第137による、遅延に対する認容を求めるための請願書を提出し、民事訴訟法第151条及び命令7規則11に基づき申請人が訴訟/請願の棄却の申請を行ったCS(OS)679/2013に関する特許権者の回答書を記録するように要請した。
2012年9月2日	2013年9月10日に聴聞をすることが確定したとの通知が発行された。

2013年9月3日	申請人は延期を要請した。
2013年9月7日	2013年9月16日に聴聞をすることが確定したとの通知が発行された。
2013年9月16日	聴聞が開催された。

申請人の実情を示す十分な機会を申請人に与えるために、申請人に都合のよい日を確定する努力が、手続の間に常になされた。

規定

6. (I)1970年特許法第84条(1)は以下のように規定する：

第84条 強制実施権

- (1) 特許付与日から3年の期間の満了後はいつでも、如何なる利害関係人も、次の何れかの理由により、強制実施権の許諾を求める申請を長官に対してすることができる。
- すなわち、
- (a) 特許発明に関する公衆の適切な需要が充足されていないこと、又は
 - (b) 特許発明が適正に手頃な価格で公衆に利用可能でないこと、又は
 - (c) 特許発明がインド領域内で実施されていないこと

申請書では、特許番号第203937号の場合には、上記3つの理由の全てを適用できると主張されている。

(II)特許法第87条及び規則第97は、第84条に基づく申請を処理する際に従う手続を規定している。

i. 特許法第87条は以下のように規定する：

第87条 第84条及び第85条に基づく申請の処理手続

- (1) 長官が、第84条又は第85条に基づく申請の審査により、命令を発することについて一応の証拠がある事件が立証されたことに納得するときは、長官は、申請書の写しを特許権者及び登録簿から当該申請に係る特許に利害関係があると認められるその他の者に送達すべき旨を申請人に指示し、かつ、当該申請を公報に公告しなければならない。
- (2) 特許権者又はその他の者で当該申請に異議を申し立てようとする者は、所定の期間内、若しくは長官が(所定の期間の満了の前後を問わずされた)申請に基づいて許可する付加期間内に、長官に対して異議を申し立てることができる。
- (3) 異議申立書には、当該申請に異議を唱える理由を記載しなければならない。
- (4) 適法に異議申立があったときは、長官は、その旨を申請人に通知し、かつ、事件を決定する前に申請人及び異議申立人に対して聴聞を受ける機会を与えなければならない。

ii. 規則第97は以下のように規定する：

規則97 一応の証拠がある事件が立証されないとき

- (1) 証拠を審査の上、長官が、規則96にて規定された何れかの条に基づく命令を発することについて一応の証拠がある事件が立証されていないと納得するときは、長官は、申請人にその旨を通知し、かつ、申請人が当該事項について聴聞を受けることを当該通知から1月以内に請求しない限り当該申請を拒絶する。

- (2) 申請人が聴聞を受けることを(1)に基づいて認められた期間内に請求したときは、長官は、申請人に対して聴聞を受ける機会を与えた後、申請の手続を継続するか又は当該申請を拒絶すべきかを決定しなければならない。

(Ⅲ)特許法の体系に従い、長官は、特許法第 84 条による適用を審査するにあたり、特許法第 84 条第(6)項に規定された要因を考慮することも求められている。上記規定は以下の通りである：

第 84 条 強制実施権

．．．

- (6) 本条に基づいて提出された申請書を審査するにあたり、長官は、次の事項を参酌しなければならない。

- (i) 当該発明の内容、特許証捺印の日から経過した期間、及び当該特許権者又は何れかの実施権者が当該発明の完全利用のために既にとった措置
- (ii) 当該発明を公共の利益のために実施する申請人の能力
- (iii) 当該申請が認容された場合に、資本提供及び当該発明実施に伴う危険を負担する当該申請人の能力
- (iv) 申請人が適切な条件で特許権者からライセンスを取得する努力をしたか否か、及び当該努力が長官が適切とみなす期間内に成功しなかったか否かに関する事項

ただし、本号は、国家緊急事態若しくは他の超緊急事態の場合、又は公的な非商業的利用の場合又は特許権者により採用された反競争的慣行の根拠が立証された時には適用されない。

ただし、長官は、当該申請の後に生じる事項については、参酌する必要がない。

説明－(iv)の適用上、「適切な期間」とは、通常は 6 月を超えない期間と解釈する。

利害関係人及び能力

7. 申請人は、特許が付与されてから 6 年以上が経過しており、特許権者は当該医薬品を主として輸入していると述べている。また、申請人は「利害関係人」であり、薬学の分野、とりわけ、薬学的活性成分及び剤形の製造、流通及び輸出の分野にある。申請人は広範囲に抗癌剤製品を製造しており、これらはインドでかなりの程度で市販されており、申請人の製造施設は、WHO の GMP(適正製造規範)に認可されていることが提起された。一見して、申請人は申請人自身の製造及び市場インフラを有しているので、ダサチニブを製造しインドで入手可能にするために資本を提供するリスクを負う能力を有している。また、申請人は、癌の病院及び専門家のネットワークへアクセスすることができると主張している。

申請前のやりとり

8. 本件では、申請人は、ダサチニブの製造のための自主的实施権を要求して、2012 年 2 月 2 日付けの手紙を特許権者に送付した。2012 年 3 月 13 日付けの手紙により特許権者は、例えば、「大量の API、ダサチニブを市場に常に供給する能力を立証する事実」、「申請人の訴訟履歴又はブリストルマイヤーズスクイブの市場での地位を脅かす可能性のある他の要因」、「品質関連の事実と特に現地の規制基準及び基本的な GMP の要件との整合性」、「品質保証システムの詳

細調査」、「市場供給チーム」、「安全性及び環境プロファイル」、「地元での汚職リスク」等の質問をした。申請人は、特許権者の回答を「自主的实施権の申請の拒絶を明らかに示した」と取り、問題を追及せず、特許権者との合意に達するための努力をそれ以上していない。強制実施権についての本申請人は、2013年3月4日、すなわち特許権者から回答を受け取った日からほぼ1年後に申請を行った。

通知

9. 2013年5月4日付けの通知により、DCGI(医薬品管理局)からの必要な承認がなく、「申請人は、公共の利益のために本発明を実施する能力を有していない」、また「申請人は、適切な条件で特許権者からライセンスを得る努力をしていない」(以下、「努力」という)ので、特許法第84条に基づく命令を発するのための一応有利な事件であることが示されていない旨申請人は通知された。申請人は、規則第97(1)の規定に従い、聴聞の要請をこの命令¹から1ヶ月以内にすることが必要であり、そうでなければ、申請が棄却される旨通知された。

説明

10. 署名者は、手続進行の際に、2013年5月4日付けの通知で、以下のことを申請人に説明した：

- I. 署名者は、特許法第84条第(1)項の(a)、(b)及び(c)号について申請人によって送付された提出書面を単に引用したにすぎず、この言及は、想像力をいかに増大させても、これらの各号についてのいかなる種類の事実認定にも値しない。
- II. 署名者は、「努力」が申請人によりなされたことを証明するために、「申請人から特許権者になされた提案の明確な拒絶」が必要であるとは、どのような形でも示唆したことはない。実際、通知では、「議会によって規定された相互協議のための『適切な期間』のうち、4月半以上が利用されないままであったが、申請人は、申請人が利用可能だったこの貴重な期間中にいかなる処置も講じないことを選択した。」ことについて明らかに言及された。

努力

11. 自主的实施権の要求に具体的に応答しないことによって、特許権者がますます多くの情報を求める対応を継続でき、自主的实施権に対する要求を未決にし続けることができる旨申請人は提起した。これは、明らかに特許法第84条(6)(iv)の規定の不正な利用をもたらす。更に、特許権者は、特許権侵害についての進行中の訴訟において、申請人自身に対し、申請人に対して求めた情報を使用することもできる。もし特許権者が、自主的实施権の要求を明確に拒絶するのを避け、又はその許可のための条件を指定しなければ、第84条(6)(iv)の要件を満たすために申請人によりなされた努力を評価する権限を長官が行使しない限り、強制実施権についての申請は、特許権者からはっきりと拒絶されないので無期限に遅延させられうる。この戦略は、自主的实施権の申請において特許権者を代理する全ての弁護士に現在採用されているとも提起された。

12. 特許権者からはっきりと拒絶されないので、強制実施権の申請が無期限に遅延することができるとの申請人の主張は見当違いである。1970年特許法第84条(6)の「説明」は、特許権者は、自主的实施権の申請人が特許法第84条に基づく強制実施権のための申請するのを無期限に妨げることはできないと明確にしている。仮にそうであるとしても、特許権者は、将来の申請人

¹ JETRO 註：命令(Order)ではなく、正しくは、通知(Notification)であると解される。

を強制実施権の申請から、せいぜい6ヶ月間しか妨げることができない。

13. 2013年5月4日の通知において、特許権者がした質問のいくつかは妥当であると考えられることが示された。この通知に対する応答で、自主的实施権を求めて申請人は潔白な心で特許権者に接近した旨、申請人は主張した。しかし、特許権者は、2012年3月13日付けの不合理で曖昧な質問リストを含む手紙で応えた。質問を装って、特許権者は申請人自身に対して使用するために情報を聞き出そうとした。
14. 質問を装って、特許権者が申請人自身に対して使用するための情報を聞き出そうとしたという主張を証明しなかったことに言及することは妥当である。特許権者によるいかなる質問も、この審判廷又は裁判所のいずれかで申請人の立場を危うくするものとして、申請人に特に明確にされなかった。いかなる理由づけ／立証もなければ、私は、申請人によって提起された「単なる」議論に応じたいとは思わない。実際、申請人が自身の間違いに気づき、その後、2012年3月13日付けの特許権者の手紙に全く返信しない彼の不作為を何とか正当化することを懸命に試みたことはその手続から明らかであって、これらにより、これら主張が単なる後知恵と呼ぶのにふさわしいものである。
15. 申請人の全く驚いたことに、特許権者の弁護士は、特許権者のための戦略は、潜在的な強制実施権の実施権者を明確で明白な拒絶をしない状態に保つことであり、新しい質問を続ける、との公な宣言を、Indian Business Law Journalの2012年4月号に投稿したことを提起した。申請人によれば、申請人側のあらゆる応答は、特許権者の代理人が公言したものと同一方針で特許権者に対応されたであろうから、このことは、より多くの情報を求めた特許権者の上記手紙に応答する理由がないとの結論をもたらした。これは、他の薬剤についての自主的实施権の要求に応え、同じ特許権者から申立人が受け取った、後に続く回答によって更に実証された旨申請人は提起した。その回答は、自主的实施権の付与についての申請を拒絶又は承認することなく単に質問するという態度が、申請人が強制実施権を得るための努力を妨げるための、計画的な戦略であることを証明し、支持するものであるとしている。
16. 刊行物で特許権者の代理人が示した供述／意見が、本件における特許権者に対する証拠としては受け入れられないことを、申請人は認識すべきである。たとえ申請人が、供述／意見が本件に直接帰属可能であると心から信じていたとしても、法律の体系を考慮し、手続、すなわち法律で義務づけられている適切な期間にわたる相互協議を回避する自由は有していない。
17. 申請人は、「通常」という用語を伴う期限を、「通常」という用語を伴わない期限と区別する必要があることを示した。**後者の期限は、例外と延長のない絶対的かつ融通のきかないものであるのに対し、前者は、柔軟性のあるものであることが提起された。**特許法第84条(6)(iv)は、「(iv)の適用上、「適切な期間」とは、通常は6月を超えない期間と解釈する。」と規定している。申請人は、この期限は上限であり、本件では、特に、当事者間で進行中の訴訟と、自身の権利であるとみなしているものを保護しようという両者の試みのために、「合理的な期間」として6ヶ月の期限を指定するのは不合理である旨を提起した。正確には、申請人は、本件では、適切な期限は、6ヶ月未満であると解釈すべきであると主張しようとした。

18. 実際に、申請人が「適切な期間」が「6ヶ月」未満であると考えているなら、なぜ、申請人は自分の信念に従って行動をとらなかったのか。すなわち、2012年2月2日の特許権者への提案後、及び2012年3月13日付けの特許権者の回答を受け取った後、なぜ、2013年3月4日まで申請人は本申請書の提出を待ったのか。一方、「努力」という用語が「適切な」という限定的な用語を伴っていないことに言及することが適切であり、申請人は、「努力」のために申請人に投げかけられた義務は**絶対的で柔軟性がなく例外がない**ことを認識すべきである。申請人²に手紙(2012年2月4日付け)を送り、特許権者からの回答(2012年3月13日)に何ら応答しなかった申請人の行為を「努力」と呼ぶことはできない。実際、強制実施権の申請の提出の日(2013年3月4日)まででさえ、申請人は特許権者の手紙(2012年3月13日)に応答していなかった。
19. 特許法の体系を見ると、特許権者が不必要な質問をすることによって相互協議の手続きを長引かせようとするところがありえる一方、自主的实施権についての申請人の資質及び能力、並びに条件に関して自分自身を満足させる資格が与えられていることを、立法機関が十分に認識していることが明らかである。特に、特許により保護される発明の対象に対して自主的实施権を付与する決定は、特許権者にとって重要な決定である。更に、特許権者がした質問の一部は厳密には妥当でない可能性があるが、特許権者が上記当事者の資質及び能力について自身を満足させるために申請人から追加情報を求める可能性があることは当然である。
20. 申請人は、適切な期間及び条件で自主的实施権の可能性を探る目的で対話する当事者が利用可能な「適切な期間」は、通常6ヶ月の期間を超えない期間であると解釈されることを解説する「説明」を1970年特許法第84条(6)に挿入した意図を認識すべきである。しかし、自主的实施権を得ることを望んでいる申請人が、特許権者に手紙を送付し、回答を受け取った後、特許権者が遅延戦術をとっているという先入観の下でさらなる一步をふみ出さない場合、まさに1970年特許法第84条(6)(iv)の目的にそぐわなくなるであろう。
21. 本件では、申請人は2012年2月2日に特許権者に対し自主的实施権を求め、特許権者は2012年3月13日付けの手紙で、いくつかの質問をした。相互協議のための立法機関によって規定された「適切な期間」のうち4.5ヶ月以上は利用されないままであったが、申請人は、利用可能であったこの貴重な期間中にどのような対処もとらないことを選択した。実際、2012年3月13日付の回答を特許権者から受け取った後、申請人は、本申請書を提出するまで1年待った。これは、申請人が特許権者に対して最初の提案を行った後、あらゆる種類の対話に参加する意図がなかったことを示している。
22. 記録を一見したところでは、私は、特許権者がした前述の質問は概ね合理的であると思われるので、前記手紙が「自主的实施権の申請の拒絶を明らかに示した」という申請人の主張は有効でないとの見解である。たとえ、特許権者が遅延戦術をとっていると申請人が思い込んでいたとしても、前述の2012年2月2日付け³の特許権者の手紙に対し、全く回答しない怠慢は、第84条(6)(iv)で明らかな金色の糸(golden thread)に反して説明不可能である。申請人は、強制実施権は最後の手段であって、すなわち相互協議が法律の体系に従って6ヶ月以内に結果

² JETRO 註：「特許権者」の誤記であると解される。

³ JETRO 註：正確には、2012年3月13日付であると解される。

をもたらさない場合に行使すべきであることを認識すべきである。

私の見解では、申請人は適切な条件で特許権者から実施権を得る努力をしていなかった。

申請の後に生じた事項

23. 申請人は、2013年5月10日付けの手紙で、すなわち、2013年5月4日付けの通知を受領した後、2012年3月13日付けの特許権者の手紙に回答した。この回答が約14ヶ月遅れて送付されたことに言及することが適切である。それは、規則第137による請願という手段によって提出され、強制実施権の申請の提出後の申請人と特許権者との間でなされた連絡として記録された。
24. 申請人は、C.L.A.の2011年第1号において、長官は、「ただし、長官は、当該申請の後に生じる事項については、参酌する必要がない」ことを規定している第84条(6)(以下、「制限条項」という)が、とりわけ、特許権者が申請の後にとったあらゆる手段を、長官が考慮することを妨げていることを長官が言及しており、立法機関の意図は、手続を妨げる特許権者による後の手段を考慮すべきでないことであると思料される旨、主張した。上記を考慮し、この制限条項は特許権者にのみ適用可能であることが提議された。
25. 第84条(6)は、第84条による申請を考慮する際に特定の側面が長官によって参酌されることを義務付けている。また、この規定は、「ただし、長官は、当該申請の後に生じる事項については、参酌する必要がない」と規定しているように、長官が参酌することを必要とされていないものについても規定している。私の考えでは、この制限条項は、本件では、以下の理由により申請人にも適用される。
- I. C.L.A.2011年第1号で述べられた意見は、その事件の事実に限定されており、包括的ではなかった。すなわち、強制実施権の申請の提出後の申請人の努力を考慮することができるかについて、いかなる方法によっても示唆されず／判断が下されていなかった。実際その事件では、制限条項の申請人への適応可能性について所見を述べる状況は発生しなかった。
 - II. そのような状況が、係属中の強制実施権の申請の不変の陰の下で起こるなら、申請人と特許権者の相互協議が成功し得ないことは明らかである。たとえ、協議が成功したとしても、ほとんどのケースで、成功はその陰に起因するものとなるであろうし、それは、結局特許権者による強制となり、法律の体系が厳に禁じているものである。
 - III. これは、当事者が訴訟に巻き込まれている事件である。当事者間で進行中の訴訟があろうとなかろうと、制限条項は同様に適用される。本件において、訴訟が相互協議に影響を及ぼしており、その結果この条項の適用を考慮すべきでないということはできない。法律は、規定の範囲内となる全ての状況に対し、同等の効力、同じ意図で、同じ方法で適用する必要がある。
 - IV. 私は、そのような後のコミュニケーションを考慮に入れてしまうと、強制実施権の申請及びそれと同時に特許権者との交渉を始めるという権限を申請人に与えることになり、必要以上の利益を強制実施権の申請人に与えることになるだろうと確信している。このような場合には、申請人は常に必要以上の利益を有しており、特許権者は常に阻害をもたらされ、これは、上記制限条項に内在する意図に反している。

反競争的慣行

26. 訴訟の提起及び遅延作戦と噂されている特許権者の行為が、「反競争的慣行」の範囲に入る旨が提起された。申請人は、ダサチニブ、スニチニブ及びソラフェニブ等の製品についての申請人に対する侵害訴訟が、デリー及びムンバイ高等裁判所に提起されたこと、申請人に対して進行中の訴訟の長期化は、特許権者により採用された反競争的行為であることを明瞭に示すと主張した。
27. この点について、2002年競争法第3条第(5)項を、関連するものとして、以下のように示す。：
 (5)本条に含まれているものは何も制限してはならない—
 (i)以下の法律により与えられ又は与えられる可能性のあるあらゆる権利を保護するために必要な、侵害を抑制し、又は適切な条件を課す何人にも与えられた権利—
 (a)1957年著作権法(1957年第14号)
 (b)1970年特許法(1970年第39号)
 (c)1958年商標及び商品標章法(1958年第43号)又は1999年商標法(1999年第47号)
 (d)1999年商品の地理的表示(登録及び保護)法(1999年第48号)
 (e)2000年意匠法(2000年第16号)
 (f)2000年半導体集積回路配置法(2000年第37号)：

2002年競争法第61条を以下に示す。

民事裁判所の管轄権の除外

第61条 委員会又は上訴審判所が、この法律により又はこの法律の下で決定権限を与えられるいかなる問題に関して、民事裁判所は何らの訴訟又は手続を行う管轄権を有さず、また、この法律により又はこの法律の下で与えられるあらゆる権限を行使し又行使しようとすることに関し、いかなる裁判所又は他の官庁からも差止られない。

28. 一見して、2000年競争法第3条第(5)項に照らし、侵害訴訟を提起する行為は、「反競争的」として分類することができない。議論のために、たとえその行為が反競争的であるとされても、2002年競争法第61条により、署名者にはそのような問題を決定する資格はない。したがって、私は、本件申請に関する限り、これらの提起は全く重大でないという見解である。

一応有利な事件

29. 申請人は、特許法第84条第(1)項(a)、(b)及び(c)号の3つの実体的要件が申請人により個々に独立して満足されており、それゆえ、手続／期限上のあらゆる不備は、撤回、黙認又は不適用とされるべきである旨主張しようとした。
30. 特許法第84条第(1)項(a)、(b)及び(c)号の適用可能性の裁定を行う段階にはまだ到達していない。私は、自主的実施権の付与を確保するための特許権者とのあらゆる種類の対話を開始しないという申請人側の故意の意図と、法律で定められた必須の手順をとらず、強制実施権に関する規定を行使することのみを意図的に選択することは、撤回、黙認又は不適用と宣言される「手続き／期限上の不備」として分類することはできないという意見である。

申請人は、法律の体系だけでなく、法律で義務づけられた手順に従わなかった。したがって、私は、申請人は特許法第 87 条による命令を発するための一応有利な事件であることを立証することができなかったという意見である。強制実施権の申請は、遅延／不備の認容を求めた全ての請願書と共に、ここに棄却される。

2013 年 10 月 29 日自筆署名捺印の上作成

(チャンタニア・プラサド)
インド特許意匠商標総局長官